福祉の村（屋内温水プールを除く。）利用料金の免除割合又は免除後の利用料金

区　　分	免除割合又は免除後の利用料金	
	野外ステージ （１時間につき）	茶室 （１室１時間につき）
福祉の村条例第 12 条 1 号に掲げる場合（障害者等 ）	１０割	
市が主催する事業に使用する場合	１０割	
市内の小学校、中学校、高等学校及び幼稚園が教育課程に基づく教育活動のために使用する場合	１５０円	９０円
市内の保育園所等が保育の実施のために使用する場合	１５０円	９０円
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者が使用する場合	３割	
指定管理者である当協議会が主催または共催する事業に使用する場合	１０割	